

平成20年度 【北海道地区】臨時中央審査実施要項

1.期 日 平成20年8月30日(土)・31日(日)

2.会 場 『北海道立総合体育センター弓道場』……札幌市豊平区豊平5条11 1 1 TEL 011 - 820 - 1703
(道順) JR「札幌駅」から地下鉄東豊線・福住行きに乗車、「豊平公園駅」下車(所要時間約10分)連絡地下道で徒歩約3分。

3.審査日程・種別

月 日	開館時間	開始時間	種 別
8月30日(土)	8:00	9:00	錬 士 ・ 教 士
8月31日(日)	8:00	9:00	六 段 ・ 七 段

4.受審資格 下記の条件を満たす者。

種 別	受 審 資 格
六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年8月31日まで
七 段	平成19年度北海道地区臨時中央審査における六段合格者まで
錬 士	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年8月30日まで
教 士	平成19年度北海道地区臨時中央審査における錬士合格者まで

5.審査方法

六段の部：行射の審査及び学科試験の総合成績により可否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の要領で行う。

(2)学 科：学科(筆記)試験を行う。

七段の部：行射の審査及び論文の総合成績により可否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。

(2)論 文：候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。

(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

錬士の部：行射、面接及び学科試験の総合成績により可否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。

(2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する。

(3)学 科：学科(筆記)試験を行う。

教士の部：行射、指導力及び論文の総合成績により可否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。

(2)指導力：行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。

(3)学 科：行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。

(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

6.受審の申込について

(1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。

(2)締切日：平成20年7月1日(火) 締切厳守

県連締切 6月21日(土)

(3)申込先：〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟「北海道地区臨時中央審査係」宛
TEL 03 - 3481 - 2387(代) / FAX 03 - 3481 - 2398

7.注意事項

(1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。

(2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。

(3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。

(4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。

(5)受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。

(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。

(7)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。

(8)会場施設の駐車場は狭小のため、来場には公共交通機関を利用のこと。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

ただし、下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。

(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)

(2)立順表への記載(氏名、所属地連)

(3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)

平成20年5月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 北海道弓道連盟中央地区